

市営住宅申込みについて

入居資格

1. 世帯で入居すること（単身可の住宅を除く）
2. 月の所得（公営住宅法施行令に規定する収入）が15万8千円以下であること
3. 現に住宅に困窮していること（持ち家がないこと等）
4. 市税の滞納がないこと

提出書類（以下1～5はすべての申込者に必要・6以下は該当する場合に必要な書類）

1. 入居申込み申請書
2. 確約書・誓約書
3. 所得証明書等（税務課）
 - ・所得証明書（6月下旬以降の申込の場合・世帯全員分）、但し1月上旬から6月下旬までの期間においては、給与所得者は源泉徴収票（16歳以上の有職者で世帯全員分）・事業所得者は確定申告書または市申告書（16歳以上の有職者で世帯全員分）の写し（ただし、申告書未作成の場合は所得証明可）。
 - 時期により必要なもの
 - ・前年の源泉徴収票（給与所得者：1月頃～6月頃まで）
 - ・確定申告書の写し（事業所得者：3月頃～6月頃まで）
4. 市税の滞納のない証明書（税務課） ※16歳以上の方全員
5. 住民票（市民課） ※世帯全員分 本籍・筆頭者・続柄の省略のないもの
結婚して入居する場合は、入籍前の住民票を添付（双方とも）し、入籍後15日以内に住民票謄本を提出して下さい。
6. 入居者の状況により必要なもの（該当する場合に必要な書類）
 - ・昨年1月2日以降に勤務先が変わった場合 —— 新しい勤務先の給与証明書（直近月から過去1年間）
 - ・所得証明書には所得があるが現在無職の場合

└──	雇用保険受給資格者証
	又は離職票の写し
	又は退職証明書
 - ・1～4級の身障者 —— 身障者手帳の写し
 - ・単身者の場合

└──	戸籍謄本（市民課）
	単身入居の入居者資格認定のための申立書
 - ・住民票では入居者間の続柄が分からない場合 ——
 - ・住民票の筆頭者が入居者でない場 ——
 - ・戸籍の記載事項の確認が必要な場合 ——
 - ・生活保護受給世帯の場合 —— 生活保護受給証明書（福祉事務所発行）
7. 婚約証明書（別紙）
婚約して入居する者で入籍を3ヶ月以内にする者
8. 同居者で所得のない者は無所得証明書
婚約者等（同居者で）申込み時までに退職している者は、退職証明書を添付して下さい。

【当選した場合について】

- ・当選した場合は、連帯保証人（宇佐市居住）1名または保証業者契約と家賃の3ヶ月分の敷金が必要となります。